

「住民監査請求に基づく監査（平成 29 年度）」

請求内容：「福岡県私立外国人学校教育振興事業費補助金について」

住民監査請求に係る監査の結果

第 1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 平成30年3月6日

2 請求の内容

(1) 請求の概要

請求の概要は以下のとおりである。

福岡県が、平成24年度から平成28年度までに学校法人福岡朝鮮学園（以下「学園」という。）に支出した福岡県私立外国人学校教育振興事業費補助金（以下「教育振興事業費補助金」という。）については、領収書のない旅費への支出等、違法又は不当な支出があるため、知事に対し、返還請求権の行使等必要な措置を求めらる。

請求人が違法又は不当な財務会計上の行為と判断しているものは次のとおりである。

なお、詳細は、平成30年2月15日付けで福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課（以下「私学振興課」という。）及び福岡県会計管理局会計課に対して請求人が提出した「福岡朝鮮学園への補助金についての質問書」（後記第3の3参照）のとおりである。

- ア 領収書等の証明もないままに支出されている旅費が補助金全体の2割に及ぶ。
- イ 学校への補助金であるのに、その全体の2割が夏祭りの打ち上げ花火に支出されている。
- ウ 領収書のある旅費への支出についても適切な支出と判断できない状態で補助金が支払われているものがある。
- エ 記念切手の購入や郵便料金の支払い方法等についても不適切又は改善すべき点がある。
- オ 補助金として支出されている燃料費についても適切ではないと思えるものがある。
- カ 夏祭りの景品や賞品への補助金の中に缶ビールや高額な商品等、学校に対する補助金としては不適切な支出がある。
- キ 購入された商品が不明なままで補助金が支出されているものがある。
- ク 全く個人的な使用としか判断できない生徒の交流試合におけるスポーツドリンク等の飲料水に対する補助金の支出がある。
- ケ 各種行事のチラシやポスターについての補助金が支出されているが、その配布と貼付の状況について県の確認がなされていないのではないかという疑問がある。
- コ その他にも不適切な支出と思われるものがある。詳細は、添付した「福岡朝鮮学園への補助金についての質問書」中の「その他に問題があると思われる支出」とおりである。

(2) 事実証明書等

- ア 公文書部分開示決定通知書の写し
- イ 福岡朝鮮学園への補助金についての質問書
- ウ 年度別 福岡朝鮮学園への補助金
- エ 年度別旅費
- オ 平成28年度旅費支出一覧表（領収書ありのみ）
- カ 「領収書がない旅費」への補助金の支出状況

- キ 「領収書がない旅費」の割合
- ク 打ち上げ花火の補助金
- ケ 旅費と花火
- コ 朝鮮学園の郵便料金
- サ 学校法人福岡朝鮮学園への補助金について

第2 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、平成30年3月6日付けでこれを受理した。

ただし、本件請求のうち、平成24年度から平成27年度までの教育振興事業費補助金に係る部分については、次の理由により受理しないこととした。

自治法第242条第2項では、住民監査請求の期限について、「当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

平成24年度から平成27年度までの教育振興事業費補助金の支出については、本件請求がなされた平成30年3月6日の時点で、当該行為があつた日から1年を経過しており、監査請求の対象とするには、同項ただし書の「正当な理由」があることを示す必要がある。

この「正当な理由」の有無については、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである（平成14年9月12日最高裁判決同旨）。

また、この「相当な期間」について、同判決は、一般住民において相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたというべき日（12月13日）から監査請求のあつた日（翌年3月7日）までの期間は、相当な期間内に監査請求をしたものということとはできないとしている。

請求人に「正当な理由」の有無を確認したところ、平成24年度から平成28年度までの学園に対する教育振興事業費補助金について情報開示請求を行い、調査を行った結果、公金の不適切な支出と思われる項目が多数見つかったので監査請求を行ったと理由を述べている。

しかし、財務会計上の行為に関する公文書が情報公開制度により閲覧可能な状態となった場合には、開示の有無を問わず、上記の「財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時」に該当するというべきであり（平成19年2月14日東京高裁判決同旨）、上記の最高裁判決に照らせば、本件請求は、相当な期間内に行われておらず、正当な理由が認められないから、請求要件を欠いているものである。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

平成28年度の教育振興事業費補助金（以下「本件補助金」という。）の支出に違法性又は不当性があるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象機関

私学振興課を監査対象機関とした。

3 「福岡朝鮮学園への補助金についての質問書」の概要

「福岡朝鮮学園への補助金についての質問書」の内容のうち、本件補助金に係る部分の概要は以下のとおりである。

- (1) 領収書のない旅費 25 件：268,460 円（うち補助金額 134,230 円）
 - ・教師や生徒が交流試合等実際にいったのか、人数の確認ができない。保護者や教師等の送迎により、実際には交通機関を使用していないことも考えられる。
 - ・購入した切符を実際には使わずに払戻しを受ければ、不正受給が可能となる。
 - ・領収書のない支出1つ1つについて、適切な支出であったという証明をすること。仮にその証明ができないなら、学園からの返還又は小川知事による弁済を行うこと。
なお、適切であったという証明は、下記項目に沿って行う必要がある。
 - ・実際の利用人員と行先についての第三者の証明（バスについても領収書に代わる何らかの証明）が必要。
 - ・例え領収書があっても、切符が換金されておらず確実に使用されたという第三者の証明が必要。
 - ・外部団体への補助金支出の際に、領収書もしくはそれに類するものがなくても支出できるという根拠があるなら示すこと。もし、支出が適切であったという証明ができない場合には、その理由と証明できない支出について今後の対応を回答すること。
- (2) 打ち上げ花火 4 件：515,800 円（うち補助金額 257,900 円）
 - ・打ち上げ花火は交流というよりも個人での観賞という意味合いが強く、コストに比して交流の効果や教育としての意味合いは弱い。
 - ・子ども用の手持ち花火程度なら生徒間交流として理解できるが、各地の花火大会は、交流というよりもレクリエーションの一環あるいは地域の季節的イベントとして開催されている。
 - ・このようなイベントに対して、毎年 20 万円以上という高額な補助金を支出することは即刻やめるべきである。
 - ・交流の効果が薄いにもかかわらず高額な花火大会への支出を適切と考えるか、県民の理解が得られると考えるか。そう考えるならば、理由を示すこと。また、そうでない場合は今後の対応を回答すること。
- (3) 領収書はあるが発着駅等が不明な旅費 6 件：55,840 円（うち補助金額 27,920 円）
 - ・発着駅・枚数が不明な領収書では精査ができない。領収書があっても払い戻した可能性もあり、JR に確認が必要である。
 - ・どのような方法で切符が適切な使用であったと確認したのか。
 - ・切符の内容と払戻しの有無を JR に問合せ確認すること（もし払戻し等が確認できた場合には、どう対応するのか。）。
- (4) 領収書なしの旅費の支出と打ち上げ花火
 - ・小川知事は記者会見で「予算執行後も調査し、確定させている。適正に執行することで（北朝鮮に流れないように）担保する。」と言ったが、領収書のない旅費に公金を支出するなどの惨状を呈している。
 - ・一般県民から見ると不適切又はその疑いのある支出（領収書のない旅費や打ち上げ花火）が補助金全体の約 4 割を占める。このことについて、どう考えるか。
- (5) 郵便料金（切手購入・後納郵便） 16 件：98,898 円（うち補助金額 49,449 円）

- ・各種行事の案内状送付のため、記念切手や普通切手を購入している。さらに、切手を購入しているのに宅配業者のメール便も利用している。
 - ・切手は金券ショップで換金ができ、記念切手の場合は後年にプレミアもつくため、不正が可能。全て使用したという証明が困難であるため、切手購入は対象外にすべきである。
 - ・郵便料金を補助対象にするなら、件数や料金が記録され、切手を貼る手間も省ける別納郵便にすべきである。
 - ・後納郵便については、請求書の内容を示す明細書の提出がない。補助対象外の事業分まで補助対象とされる可能性があるため、必ず請求明細書の提出を求めるべきである。
- (6) 燃料費（ガソリン代） 2件：2,701円（うち補助金額 1,350円）
- ・領収書上のガソリン量及び一般的な燃費から算出した走行距離と、実績報告書上の走行距離とが大きく乖離しており、本当に福岡朝鮮初級学校の運動会のための貸出トラックに入れたガソリンなのか確認できない。
 - ・次の点を学園に確認し、適切な支出であったことを証明すること。
 - ・レンタルされたトラックならばどの業者から借りたものか。車種はどういうものか。
 - ・どのような荷物をどこまで運搬したのか。
- (7) 景品 2件：31,742円（うち補助金額 15,871円）
- ・シートマッサージ、フードプロセッサ、ビールは、生徒間の交流や教育振興という補助金の主旨にそぐわない。特に酒類は小学生とは関係ない。
 - ・景品は、生徒の教育には関係のない高額な物ではなく、補助金の主旨に則った学用品等に限定すべきである。県はどう考えるか。
- (8) 飲料水 5件：5,857円（うち補助金額 2,928円）
- ・バスケットの試合における部員用の飲料水は、交流や教育振興には関係がなく、私的・個人的な使用であり、自己負担が常識。これが認められるのであれば、昼食や夕食も OK という風に拡大解釈される。
 - ・飲料水を認めた根拠を回答すること。また、今後のため、補助金の対象となる基準を明確に提示すること。
- (9) 品名や商品内容が不明のもの
- ・領収書はあるものの、商品の内容が確認できないのに補助金が支出されているものが毎年相当数ある（特に100円ショップ購入分）。
 - ・これらをどのようにして補助金対象と判断したのか。
- (10) チラシ・ポスター 4件：22,102円（うち補助金額 11,051円）
- ・各種行事のチラシやポスターは全て貼付・配布をされたのか。県は使用状況を確認しているか。
 - ・チラシは実際の配布数の把握が不可能であるため、補助金の対象外とすべき。ポスターは、貼付状態の写真を提出させるようにすべきである。
- (11) その他に問題があると思われる支出
- ア 舞台レンタル料 1件：81,000円（うち補助金額 40,500円）
- ・体育館の舞台等代替施設が校内にあるのではないか。舞台レンタルが絶対的に必要だったのか。
 - ・福岡初級学校では、打ち上げ花火関係と舞台装置で約15万円も補助金が支出されており、

福岡校全体の5割を占めることになる。

- ・万円単位の補助金支出に当たっては、学校や学生の交流に本当に必要不可欠なものか、補助金額に相当するほどの成果が得られるかを考えて支出項目を限定すべきである。このことについて、どう考えるか。

イ サッカー大会への参加旅費 1件：16,960円（うち補助金額 8,480円）

- ・参加人員が9人（監査委員事務局が確認したところ、正しくは8人であった。）になっているが、サッカーは11人のスポーツである。どのようにして試合に参加したのか。一部の部員は別の交通機関や保護者等の送迎を受けたのか。
- ・県はどう考えるのか。また、この件について学園に確認すること。

4 請求人の陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成30年3月26日に請求人に対し陳述の機会を設けた。

請求人からは請求書記載事項の補足として、概ね以下の内容の陳述があった。その際、監査対象機関の立会いを認めた。

- (1) 私学振興課に送付した「福岡朝鮮学園への補助金についての質問書」内の全項目に対し回答を行わせることを求める。
- (2) 領収書がない状態で支出された補助金で、適切な支出であったという証明がなされない補助金について全額の返還を求める。
- (3) その他不適切と判断された補助金について、その全額の返還を求める。
- (4) また、仮に学園から補助金の返還がなされない場合には、行政の責任者である知事による弁済を求める。
- (5) 「適切」又は「不適切」と判断された補助金の項目の全てに対して、その判断がなされた理由を県民に知らしめるために、記者会見による説明や公報への説明文の掲載等を行うことを求める。
- (6) 学園から提出されている切符の領収書については、購入した JR 等に「問合せ確認」を行い「乗降駅」や「切符の使用の有無」の履歴確認を行うことを求める。
- (7) 県が行っている他の外部団体への補助金についても領収書がない状態での支出、補助金の対象としては疑問・不適切であるようなものへの支出、そして補助金の対象が不明な状態のまま支出されているなどの「不適切な支出」の有無を調査することを求める。
- (8) 上記(7)の項目が実施されない場合には、その理由を記者会見で説明することや説明文を公報へ掲載することを求める。
- (9) 上記の調査で「不適切な支出」があった場合、その件数・内容・金額を県民に知らしめるために記者会見や公報への掲載等を行うことを求める。
- (10) 補助金の支出が偏って高額にならないように、同一・同様な商品やサービスの購入については購入総額の上限を設けることを求める。
- (11) 補助金の対象・対象外を明確にし、職員による判断の違いによって基準が段々と甘くならないように支出基準のガイドラインを作成させる。その場合には以下のものについて特に留意する。
 - ・領収書又はそれに類する証明のないものには支出を認めない。
 - ・特に換金が容易な切手・商品券・プリペイドカード類は対象外にする。
 - ・補助金の支出が偏らないように同一商品・サービスについては購入総額の上限を決める。

- ・旅費等の領収書については、必ずその切符が使用されたという確認を行う。
 - ・チラシやポスター、景品や商品等配布や貼付をされる商品については、その配布や使用状況を確認する方法を確立して実施することを求める。
 - ・切手のように購入時の領収書はあっても、それが全て使用されたという確認が取りにくいものについては、使用した数が明確に分かる郵便窓口による支払方法を指定するか、補助金の対象から外す。
 - ・後納郵便料金等、対象事業と関係ない料金まで含まれる場合には、必ず領収書と共にその使用明細等を提出させて確認を行う。
- (12) 上記の支出基準のガイドラインの整備と、後日の精査や監査に対して十分な記録を残すために、表計算ソフト等に記録用のテンプレートを作成して、領収書の内容内訳等の必要な情報を入力するようにし、誰が行っても同じレベルで記録や精査が行えるように環境を整備することを求める。
- (13) 上記(1)～(12)の項目が実現するまでは、学園に対する補助金を停止することを求める。
- (14) 学園に対して、日本の学校教育法と学習指導要領に沿った学校への改革を求め、それが達成されるまで現在の補助金を凍結することを求める。
- (15) 小川知事や福岡県庁が今後も補助金を続けたいのならば、学園が北朝鮮と朝鮮総連から教育内容、人事、財政について影響を受けていないという事実を福岡県民に対して公の場で証明することを求める。

5 監査対象機関の陳述

平成30年3月26日に監査対象機関からの陳述の聴取を行い、概ね以下の内容の陳述があった。その際、請求人の立会いを認めた。

(1) 補助金交付について

ア 根拠規定

学園に対する教育振興事業費補助金については、私立学校法（昭和24年法律第270号）第59条、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第16条で準用する同法第10条、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）第4条、福岡県私立外国人学校教育振興事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき交付するものである。

イ 補助金交付の流れ

補助を受けようとする学校法人は、事業計画書を知事に提出しなければならない（要綱第3条1項）。

知事は、事業計画書を審査して、適当と認められるものについては補助対象事業費を決定してこれを承認し、学校法人に通知する（要綱第3条1項）。

当該通知を受けた学校法人は、申請書を提出しなければならない（要綱第4条）、知事は申請書を審査した上で補助金の交付決定を行う（要綱第5条）。

補助金の交付を受けた学校法人は、翌年度の4月30日までに実績報告書を提出しなければならない（要綱第8条）。

知事は、提出された実績報告書を審査し、必要に応じて現地調査等を行う。なお、これらの審査ないし調査においては領収書等の支出証拠書類も確認している。そして、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは補助額を決定するものである（要綱第9条）。

(2) 教育振興事業費補助金に関する過去の取消訴訟における裁判所の判断について

教育振興事業費補助金に関しては、過去、県が当該学校法人に対して平成 22 年 3 月 31 日に行った交付決定の取消及び返還請求することを求め、訴訟が提起されている。

当該取消訴訟の控訴審判決（平成 25 年 7 月 17 日）において、福岡高裁は「普通地方公共団体は、その公益上の必要がある場合には、補助金を交付することができる」とされており（自治法 232 条の 2）、その公益上の必要性の判断については、補助の要否を決定する地方公共団体の長に一定の裁量権があるから、地方公共団体の長に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合に限って当該補助金の交付は違法になると解される。

そして、公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったか否かの判断に当たっては、当該補助金交付の目的、趣旨、補助の対象となる事業の趣旨、目的等の諸般の事情を総合的に考慮する必要がある。」と判示している。また、「私学助成法 10 条等に基づき、本件要綱の定める手続きに従って補助金支出が決定され、その補助額が確定されたものであり、（中略）公益上の必要性に関する判断につき被控訴人福岡県に裁量権の逸脱又は濫用があったことを疑わせる事情は認められない。」として、控訴は棄却されている。

なお、控訴人は最高裁に上告したが、上告棄却（平成 25 年 12 月 17 日）により県の勝訴が確定している。

(3) 平成 28 年度教育振興事業費補助金交付の正当性について

ア 領収書のない旅費について

電車代やバス代の領収書がないのは商習慣としてやむを得ないところであり、領収書に代わるものとして、目的、交通手段、利用区間、金額及び人数を記載した明細表を提出させ確認しており、調査としてはこれで十分と考える。

なお、実際に交通機関を利用していないことも考えられる旨の主張について、何ら具体的な証拠は示されておらず、そのようなことを疑わせる事実は認められないことから、違法又は不当な支出には当たらない。

イ 発着駅不明の領収書について

航空機や特急等を利用した旅費については、領収書の写しの提出及び原本の確認を行っている。発着駅については、学校法人に聴き取りで確認しており、違法又は不当な支出には当たらない。

なお、実際に交通機関を利用していないことも考えられる旨の主張については、何ら具体的な証拠は示されておらず、そのようなことを疑わせる事実は認められないことから、違法又は不当な支出に当たらない。

ウ 夏祭りの打ち上げ花火、夏祭り・運動会における景品・賞品について

アリラン夏祭り及びふれあい納涼祭は、学園の運動場を会場として保護者会等の協力を得て開催しているもので、地域住民も参加してのステージイベント等多彩な催しを行ったものである。

また、運動会は、学園の運動場を会場として開催しているもので、地域住民も競技に参加しているものである。

いずれの事業も、当該学校法人から実施成果として、教師・生徒と地域住民との幅広い交流の場となるとともに、学園への理解促進にも繋がっていると聞いている。

当該事業における打ち上げ花火や景品等は、それぞれ学園と県民等との交流を通して学校法

人の教育・文化活動の振興を図ることを目的として行われ、実際にその目的を果たしており、補助金の趣旨・目的に合致していることから、裁量権の逸脱又は濫用に当たるものではなく、違法又は不当な支出に当たらない。

エ 郵便切手について

切手代については、領収書の写しの提出及び原本の確認を行っている。購入枚数は、60周年記念事業139枚、60周年記念運動会30枚、アリラン夏祭り44枚、北九州朝鮮初級学校の運動会42枚と行事の案内状送付用としては妥当な枚数であり、必要以上に購入したことを疑わせる事実は認められない。

また、切手は換金可能である旨の主張について、換金したことを疑わせる事実も認められないことから、違法又は不当な支出に当たらない。

オ 燃料費について

領収書の写しの提出及び原本の確認を行っている。また、運動会で使用する機材の借り受け及び返却のため、福岡と北九州等2往復したものであることを学校法人に確認している。給油量の23.33リットルは妥当な数量であり、他に不正を疑わせる事実も認められないことから、違法又は不当な支出に当たらない。

カ 購入された商品が不明なものについて

平成28年度の補助対象事業について、不明なものはない。

キ バスケットボール等の対外試合に係る飲料水について

主に試合に関わる生徒の水分補給に利用されるもので、対外試合等の交流事業とは不可分かつ妥当な支出と認めたものであり、裁量権の逸脱又は濫用に当たるものではなく、違法又は不当な支出には当たらない。

なお、飲料水について、単なる校内練習のためのものについては、交流事業に当たらないため対象外としている。

ク チラシ・ポスターについて

領収書の写しの提出及び原本の確認を行っている。作成枚数は、60周年記念行事に係るチラシ2,000部、夏祭りに係るチラシ2,000部、ポスター20部であり、行事の事前告知及び当日の配布用として妥当な枚数であり、違法又は不当な支出には当たらない。

ケ 補助金の返還及び廃止について

要綱に基づき適正に処理しており、何ら違法性が認められるものではない。

6 監査対象機関の陳述に対する請求人の意見

監査対象機関の陳述に対し、請求人から概ね以下の内容の意見があった。

- (1) 領収書のない旅費については、交通費に対する補助金支出について、明細表による支出が適切であるという根拠を私学振興課に確認していただきたい。
- (2) 交通機関を使用したという証明に関しては、実際に交通機関を使用したという具体的な根拠と、「そのようなことを疑える事実は認められない」という主張の根拠になる調査がどのようなものであったのかを私学振興課長の方へ確認していただきたい。
- (3) 発着駅不明の領収書については、発着駅の記録があるのなら直ちに私学振興課から提出させ、その内容が正しいものであることを確認していただきたい。
- (4) 切符の払戻しについては、「払戻しを受けたことを疑わせる事実が認められない」と言い切る根拠となる調査の方法と調査結果を私学振興課に確認していただきたい。

- (5) 打ち上げ花火と景品については、私学振興課は交流としては効果の薄い「打ち上げ花火」に対する補助金を止めて、「手持ち花火」に対する補助金に限定し、その購入金額の上限を設定するという事に同意する意思はあるのか、また、学校法人の教育文化活動の振興につながっていない景品については、学校への補助金という意味でも目的を逸脱しているので、廃止する意向はないかを確認していただきたい。
- (6) 切手の購入については、「換金したことを疑わせる事実も認められません」と私学振興課の課長が言い切る調査は、どのような内容の調査をされたのかを確認していただきたい。
- (7) 燃料の購入については、燃料の給油状況から、「どのような車（レンタカーや自己所有車、その車種等）」で「どのような機材」を「どのように、どこまで運搬」したのかを私学振興課へ確認していただきたい。
- (8) 購入商品が不明な物については、他年度に購入商品が不明なままの補助金支出があるので、私学振興課による意見・見解を確認いただきたい。
- (9) 今回の飲料水の件のように、学園に対する補助金の支出に関しては曖昧な基準となっているので、明確な基準を私学振興課へ確認していただきたい。
- (10) チラシとポスターについては、私学振興課がどのような補助金支出後の確認をしているのか、今後の対策について確認をしていただきたい。

7 監査対象機関に対する監査

私学振興課に対し、平成30年3月19日から4月13日までの間に、本件補助金に係る公金の支出について関係書類の調査及び聴き取り調査を行った。

8 関係人調査

学校法人福岡朝鮮学園に対し、平成30年3月27日から4月23日までの間に、本件補助金に係る関係書類の現地調査及び聴き取り調査を行った。また、九州旅客鉄道株式会社に対して、平成30年4月5日付け文書で照会を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象機関の説明及び監査委員事務局が行った調査に基づき、監査委員が認定した事実は以下のとおりである。

(1) 朝鮮学校について

朝鮮学校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に準じた学校で、同法第134条第1項に規定する学校教育に類する教育を行うものとして定められている各種学校である。

学校法人福岡朝鮮学園は、昭和39年に県知事の認可を受けて設立され、同法人が運営する朝鮮学校には次の3校がある。

- ・九州朝鮮中高級学校（北九州市八幡西区）
- ・北九州朝鮮初級学校（北九州市八幡西区）
- ・福岡朝鮮初級学校（福岡市東区）

(2) 要綱に定める目的等について

要綱に定める目的や補助対象経費は次のとおりである。

福岡県私立外国人学校教育振興事業費補助金交付要綱（抜粋）

（目的）

第1条 知事は、近年の国際化の進展に伴い、県内に私立外国人学校を設置する学校法人及び準学校法人（以下、「学校法人」という。）の教育・文化活動等の振興を図るため、学校法人に対し予算の範囲内において外国人学校教育振興費補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金対象経費、補助率）

第2条 この補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる外国人学校が行う交流事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- (1) 外国人学校が主催する地域又は日本の学校との交流事業
- (2) 地域又は日本の学校が主催する外国人学校との交流事業
- (3) 外国人学校と日本の学校とのスポーツ・文化交流事業

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

別表（要綱第2条第2項関係）

補助事業	補助対象経費	補助率
外国人学校が主催する地域又は日本の学校との交流事業	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	1/2 以内
地域又は日本の学校が主催する外国人学校との交流事業	旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金	1/2 以内
外国人学校と日本の学校とのスポーツ・文化交流事業	旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金	1/2 以内

(3) 補助金の支出状況について

平成 28 年度補助対象事業費の総額は 2,088,808 円（内訳は次の表のとおり）で、補助金額は 1,044,000 円である。

（単位：円）

学校名	事業内容	事業費（精算額）
九州朝鮮中高級学校	地域住民公開運動会	43,632
	学校創立 60 周年記念公演及び野外イベント	577,247
	バスケット部対外試合（高級部）	77,837
	サッカー部対外試合（中級部）	181,180
北九州朝鮮初級学校	地域住民公開運動会	54,194
	北九州アリラン夏祭り	528,370
	朝・日友好学会	22,448
	筑豊アンニョンハセヨコンサート	21,460
福岡朝鮮初級学校	地域住民公開運動会	49,675
	馬出保育所との交流①	10,120
	福岡ふれあい納涼祭	449,219
	朝鮮舞踏発表会	5,800
	馬出保育所との交流②	10,120
	地域住民公開学会	21,892
	サッカークラブ交流試合	4,404
	少年サッカーフェスティバル	31,210
計		2,088,808

(4) 請求人が違法又は不当と主張する事項について

本件補助金の交付に関し、請求人が違法又は不当と主張する事項について、確認した結果は次のとおりである。

ア 旅費について

- ・私学振興課は、電車代やバス代の領収書については商習慣上やむを得ないものと考え、写しの提出を求めず、その代わりとして、目的、交通手段、利用区間、金額や人数を記載した出金明細表を提出させている。
- ・また、当日の試合参加人数等は、実績報告書に基づき事業のヒアリングを行いながら、部員名簿や参加名簿等で確認を行っている。
- ・領収書はあっても発着駅等が不明なものの内容については、私学振興課職員が学園に出向き、実績報告書に基づくヒアリングを行いながら、購入区間や目的等の内容の確認を行った。
- ・監査委員事務局が学園において行った聴き取りにおいても、領収書がないものについては出金明細表で管理していること、保護者等による送迎はないこと、また、発着駅が不明な領収書については、出張者のメモにより確認されていることを確認した。
- ・さらに、試合や発表会の参加の事実や参加人数等を確認するために、私学振興課を通じて、学園からバスケットボールのトーナメント表、スコアシート及び部員名簿、サッカー部の部員名簿並びに朝鮮舞踏発表会及び筑豊アンニョンハセヨコンサートの参加者名簿等を入手した。
- ・なお、監査委員事務局が九州旅客鉄道株式会社に確認した結果、購入された切符が払戻しを受けたかどうかは領収書から確認することはできないとの回答であった。

イ 北九州アリラン夏祭り・福岡ふれあい納涼祭における花火及び景品について

- ・アリラン夏祭り、福岡納涼祭ともに私学振興課職員が当日現地に赴き、ステージイベントやテーブル席での歓談・交流が行われていたことを確認した。
- ・私学振興課は、花火の経費については、事業規模や内容等を勘案すると、妥当な範囲内であると判断して補助対象経費と認めた。また、景品の中には1万円を超えるものもあるが、同様の理由で補助対象経費と認めた。
- ・監査委員事務局が学園において確認したところ、それぞれの祭りの参加人数については、当日、学園の職員が通し番号を付したプログラムを配布し、カウントしており、いずれの祭りも800人程度が参加し、地域住民も多数参加しているとのことであった。
- ・また、アリラン夏祭りについて、監査委員事務局が北九州市八幡西区役所を通じて自治会に確認したところ、自治会に案内が来ているとのことであった。さらに、地元関係者にも確認したところ、町内会や婦人会の関係者といった地域住民が多数参加しているとの回答を得た。
- ・福岡納涼祭について、監査委員事務局が福岡市東区役所を通じて自治協議会に確認したところ、毎年、案内状が送付され、少なくとも、役員等5名～10名が参加しているとの回答を得た。
- ・景品については、監査委員事務局が学園において確認したところ、景品購入に当たっての基準は特に定めていなかった。なお、福岡納涼祭の景品は全て企業等からの寄付であり、アリラン夏祭りは福岡納涼祭ほど景品の寄付が集まらないために、景品の一部を補助金で購入していたものであった。

ウ 行事の案内状送付のための郵便料金について

- ・実績報告書が提出された後、私学振興課の職員が学園に赴き、学園にあるデータベースからの行事ごとの送付先の抽出方法や、抽出した具体的送付先等についての確認を行った。なお、送付先一覧表については、個人情報が含まれることから、提出を求めなかった。
- ・併せて、切手は必要の都度、購入されていることを確認し、事業規模から購入枚数は妥当なものとの判断を行った。
- ・監査委員事務局が学園において確認したところ、郵便物については、送付先のデータベースから行事ごとに、必要な送付先を抽出して送付を行っているとのことであった。
なお、北九州朝鮮初級学校についてはデータベースから抽出した送付先データの一部分が、福岡朝鮮初級学校については抽出前のデータの一部分がそれぞれ確認された。
また、補助事業で使用する切手については、送付の都度、必要分を郵便局で購入しており、記念切手については、学園側が希望して購入したものではないということであった。

エ トラックの燃料費について

- ・私学振興課が学園に聴き取りを行った結果では、6月1日については、折尾にある北九州朝鮮初級学校・九州朝鮮中高級学校及び戸畑の支援者からマット、テント、机・椅子等の物資を借りるために、学校近隣に居住する卒業生所有の軽トラックを借用し、和白ー折尾ー戸畑間を往復した。なお、その返却については、学校所有のスクールバスにより他の用務と併せて行ったため、燃料費を補助金の対象としていない。
- ・6月11日については、津屋崎の支援者から借りていた物資を津屋崎まで返却するために、同様に卒業生所有の軽トラックを借用し、和白ー津屋崎間を往復した。なお、借用時については、支援者が自ら学校に持ち込んだものであったため、燃料費を補助金の対象としていない。
- ・監査委員事務局が学園において確認した結果も同様であった。
- ・ただし、実績報告書に添付された出金明細表では、区間について「和白ー折尾ー戸畑の往復」及び「和白ー津屋崎の往復」と記載されるべきところ、「和白ー折尾の往復（2回）」と記載されていた。

オ 品名や商品内容が不明な領収書について

- ・私学振興課が学園から提出された領収書を確認したところ、平成28年度については、購入商品が不明なものはなかった。
- ・監査委員事務局が領収書から確認した結果も同様であった。

カ バスケットの交流試合における部員用飲料水について

- ・飲料水は生徒個人でも用意しているが、学園は熱中症予防等に万全を期すため、管理者として学校でも予備的に飲料水を用意することとしており、私学振興課においてもそれを認めていた。
- ・また、私学振興課は、学園側が補助金の対象とするのは交流試合での飲料水に限っており、それ以外は補助金に計上していなかったことを確認した。
- ・監査委員事務局が学園において確認した結果も同様であった。

キ 行事案内のチラシ・ポスターについて

- ・私学振興課は、実績報告時に、学園からの聴き取りにより、60周年記念行事、北九州アリラン夏祭りともにチラシ2,000枚が作成され、地域のほか、卒業生、保護者や町内会へ配布されたことを確認した。また、アリラン夏祭り用のポスター20枚は、学校職員が手分けして銀行その他の企業等に掲示の依頼に行ったことも併せて確認した。

- ・私学振興課は、いずれの祭りについても、事業規模から、チラシ2,000枚は妥当な枚数と判断した。
 - ・監査委員事務局は、学園において、配布先一覧表のようなものは作成していなかったが、前年度を参考に協議の上、配布先や枚数を決定したことを確認した。また、ポスターについて確認したところ、校内に掲示するほか、銀行その他の企業等に掲示を依頼したとのことであった。
- ク 参加人員が8人となっているサッカー大会への参加旅費について
- ・私学振興課は実績報告時に学園への聴き取りを行い、九州朝鮮中高級学校から選抜選手8名が参加し、山口朝鮮初中級学校と合同チームを結成して参加した旨を確認した。
 - ・監査委員事務局が学園において確認した結果も同様であった。さらに、私学振興課を通じて山口朝鮮初中級学校にも聴き取りを行った結果、同校からも、合同チームの結成が確認された。
- ケ 福岡ふれあい納涼祭の舞台レンタル料について
- ・私学振興課職員が当日現地に赴き、舞台は祭りのステージとして運動場に設置され、子供たちの舞踊や抽選等の催しものに利用されたものであることを確認した。
 - ・監査委員事務局が学園において確認した結果も同様であった。

2 判断

上記の認定事実に基づき、以下のとおり判断する。

(1) 旅費について

請求人は、領収書等による証明がない、又は領収書があっても発着駅等が不明な旅費に対する補助金の支出は違法又は不当であると主張しているが、前述の確認された事実相互間に不合理な点又は不正を疑わせるような事実は見当たらず、また、実際に不正を行ったと疑うに足りる具体的な事実についても、請求人から何ら示されていない。よって、請求人の主張には理由がない。

一方で、JRの切符について、商習慣上やむを得ないものとして領収書の写しの提出を求めているという私学振興課の判断については、領収書は券売機で簡単に取得できるものであるため、経費執行の透明性確保の観点から、その添付を指導しておく必要があったと考えられる。

(2) 北九州アリラン夏祭り・福岡ふれあい納涼祭における花火及び景品について

請求人は、花火及び景品の経費について、高額であり、かつ、生徒間交流としての効果が薄いため、これらに対する補助金の支出は違法又は不当であると主張しているが、本件補助金は、外国人学校と日本の学校との交流に関する事業のみならず、外国人学校が主催する地域との交流事業も対象としていることから（要綱第2条第1項第1号）、広く地域住民の参加するアリラン夏祭り及び福岡納涼祭といったイベントに係る経費を補助対象としているものである。

また、地域の交流を目的とした夏祭り等において、このような花火の打ち上げや景品の抽選等は一般的に行われており、さらに、今回要した経費は、著しく高額とまではいえない。よって、請求人の主張には理由がない。

一方で、私学振興課においては、現地において交流内容の確認は行っていたが、今後、経費執行についてより一層透明性の確保を図るため、例えば、行事の具体的な内容が記されたプログラム等を実績報告時に併せて提出させるなど、第三者が客観的に事業内容を把握できるような方法について工夫・検討を行うことが求められる。

(3) 行事の案内状送付のための郵便料金について

請求人は、郵便料金に対する補助金支出について、切手の換金や対象外経費への充当の可能性があるため違法又は不当であると主張しているが、前述の確認された事実を踏まえると、そうした疑いを事実と認めるに足りる根拠はなく、また、現に、各行事には案内状の送付枚数と比較しても妥当な数の参加者があったことが確認されている。よって、請求人の主張には理由がない。

一方で、私学振興課は学園に対し、行事ごとの送付先一覧表の出力・保存までは指示していなかった。今後は、明確に送付先が確認できるような資料の整備・保存を指示するなど、一層の透明性確保に向けた取組が求められる。

(4) トラックの燃料費について

請求人は、トラックの燃料費について、実際に補助事業のために使用されたのか疑わしく、これに対する補助金の支出は違法又は不当であると主張しているが、前述の確認された事実によると、燃料の使用量について請求人の指摘するような不自然な点は認められず、また、運搬の方法及び運搬物資についても、卒業生から借りた軽トラックでマットやテント、机・椅子等の運動会用物資を運搬したものであることから、当該燃料費は補助対象として妥当なものであったと認められる。よって、請求人の主張には理由がない。

一方、前述の事実確認のとおり、実績報告書に添付されている出金明細表では、「和白－折尾－戸畑の往復」及び「和白－津屋崎の往復」と記載されるべきところ、「和白－折尾の往復（2回）」と記載されており、これが請求人が燃料費について不自然な点があると判断した原因となっていると思われる。

私学振興課は、正確な経路の聴き取りをした時点で、出金明細表の記載内容が正確ではないことを把握しているのであるから、学園に対して、実績報告書を修正させるなどの措置をとるべきであった。

(5) 品名や商品内容が不明な領収書について

請求人は、購入された商品が不明なまま補助金を支出していることは、違法又は不当であると主張しているが、平成28年度については、購入商品の不明な領収書はなく、請求人の主張には理由がない。

(6) バスケットの交流試合における部員用飲料水について

請求人は、バスケットの交流試合における部員用飲料水に対する補助金の支出は、違法又は不当であると主張しているが、前述の確認された事実を踏まえると、飲料水の購入経費については、交流事業に要する経費の範囲を逸脱するものとは認められず、請求人の主張には理由がない。

(7) 行事案内のチラシ・ポスターについて

請求人は、配布や貼付の状況が確認できないチラシやポスターに対する補助金の支出は違法又は不当であると主張しているが、事業規模からチラシ2,000枚は妥当な枚数と判断した私学振興課の判断は、一般的にチラシを受け取った者の全てが行事に参加するわけではないことを考えると、特に不合理なものではないと認められる。また、ポスター20枚についても、校内に掲示するほか銀行その他の企業等に掲示を依頼したという学園側の説明を踏まえると、不合理なものとは認められない。

さらに、請求人からは、チラシ等が明らかに配布されなかったことを証明する具体的事実も

示されてはいない。よって、請求人の主張には理由がない。

一方で、私学振興課から学園に対し、配布先リスト等の作成等、今後更なる透明性の確保のための方法について指導する必要があると考えられる。

(8) 参加人員が8人となっているサッカー大会への参加旅費について

請求人は、参加人員が11人ではなく8人となっているサッカー大会の旅費に対する補助金の支出は違法又は不当であると主張しているが、前述の確認された事実不合理な点は見当たらず、請求人の主張には理由がない。

(9) 福岡ふれあい納涼祭の舞台レンタル料について

請求人は、必要不可欠とは判断できない舞台のレンタル料に対する補助金の支出は違法又は不当であると主張しているが、前述の確認結果に不合理な点は認められず、請求人の主張には理由がない。

上記に述べたとおり、補助金の支出に違法又は不当があるという請求人の主張には理由がない。よって、本件請求のうち、平成28年度の教育振興事業費補助金に係る部分についてはこれを棄却する。

なお、住民監査請求によって求めることができる措置は、財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当な場合に、当該行為を防止すること、当該行為を是正すること、当該怠る行為を改めること又は当該行為若しくは怠る事実によって地方公共団体の被った損害を補てんすることに限られている（自治法第242条第1項）。

したがって、本件請求書に記載されている請求人が求める措置のうち、「福岡朝鮮学園への補助金についての質問書」への回答、記者会見の実施、他の外部団体への補助金についての調査等は、本件請求によって求めることができる措置には当たらない。

3 意見

本件監査の結果は以上であるが、監査委員としての意見を次のとおり述べる。

私学振興課においては、補助金の実績報告書の内容を確認するため、現地確認や学園からの聴取を行っているが、確認の記録や支出内容を明らかにする資料に一部不備があるなど改善すべき点も見受けられた。これにより、補助金の適正な執行について事後に容易に確認することができず、請求者の疑念を招く一因となったものと考えられる。

今後、私学振興課においては、実績報告書に係る補助金支出の裏付けとなる証拠書類の確認等を適切に行うとともに、学園に対して、証拠書類等の整備に努めるよう指導を行うなど、補助金交付における透明性の確保に努められたい。